

第二十八回 参議院地方行政委員会會議録第二十号

(二七〇)

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 大沢 雄一君
小柳 牧衛君
加瀬 完君
鈴木 壽君

委員

伊能繁次郎君
伊能 芳雄君
佐野 廣君
西郷吉之助君
館 哲三君
成田 一郎君
本多 市郎君
中田 吉雄君
成瀬 暢治君
森 八三二君

國務大臣

國務大臣 郡 祐一君
政府委員 自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁財政局長 小林興三君
自治庁税務局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
会専門員

本日

の会議に付した案件
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) これより委員会を開きます。

まず、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。
本案につきましては、昨日、大蔵委員長より、委員会の決議を経て、文書をもつて申し入れがございましたので、御報告いたします。申し入れの内容につきましては、お手元に配付いたしました申入書の写しによつて御承知置きを願います。

本件につきましては、質疑は終局いたしましたものと認めて差しつかえございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

よつて、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願います。付帯決議案等がございましたら、その際にお述べを願います。

○大沢雄一君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、本案に付帯決議を付して賛成の意を表するものであります。

政府の原案は、昨年六月設置以來、順調な経営を行なつております。公営企業金融公庫の基礎をさらに強化して、その健全な運営に寄与するために、政府の出資五億円を増加して、資本金を十億円に改めんとするものでございま

して、適切な改正であると存じます。また、衆議院の修正は、今後公庫において予算で認められた資金の範囲内におきまして、公営企業の一時資金の貸付を認めんとするものでございまして、公庫の資金運用の計画の周におきまして、資金を集めて貸し付けをする間に時間的ズレを生じます場合に、長期貸付に支障のない範囲で一時資金の借り入れを認める、こういう趣旨からの修正であるということが明らかになつておりますのでございまして、従いまして、去る二十六国会における同会の付帯決議の趣旨にも沿います。

また公庫の運営にも資する面が少なくないものと存するものでございまして、公庫の目的と性格に反するものではないと私は考えるものでございまして、以上の理由によりまして本案に賛成の意を表するものでございまして、さらに、私はこの際、お手元に御配付申し上げました付帯決議を付したいと存するのでございまして、付帯決議を念のために朗読申し上げます。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案付帯決議(案)
改正する法律案は左の諸点に留意してその適正かつ円滑な運営を図り、公営企業の発展と住民福祉の増進に資すべきである。

一、今後更に、公庫の出資金及び公庫債の発行限度額を増額し、公庫の機能を充実し、公営企業の発展を図ること。

一、地方団体の積立金、地方職員共済組合、市町村職員恩給組合等地方団体関係の積立金を公庫債の引受を通じて地方に還元し、地方住民の福祉を増進するために活用すること。

一、公庫の行一時借入金金の資金の貸付については、公営企業に係る長期資金の貸付に支障を及ぼさない等これが運用に慎重を期すること。

一、公営企業に係る一時借入金金の資金につき政府資金の一層積極的な融通をはかるよう措置すること。

右決議する。

地方公共団体の公営企業の整備は、民生安定のため、また、地方産業振興のために、今後ますます重要な度を加えることと存するのでございまして、これに対処いたしまして、公営企業金融公庫の健全な発達をはかり、業務の拡大をはかることが必要と存するのでございまして、従つて、政府は必要に応じて資金のワク、また公庫債のワクを今後も拡大しまして、公庫の使命の達成を期すべきでありますと同時に、公営企業金融公庫の運営につきましても、その健全な運営に資するよう監督指導を怠らざるべきであると存するのでございまして、

なお、また、公営企業の発展のために、政府といたしましては、公庫によりまする公庫債のみならず、政府資金を低利かつ安定したる条件をもつて、どしどし公営企業に對しまして融資をいたしまして、一そうその公営企業の円滑なる運営に資するようにする必要

があるものと存するわけでございまして。これらの点につきましては、週日來の本委員会の質疑応答の間におきまして、すでに委員各位にも明らかにされましたことと存するのでございまして、

以上のような理由によりまして、この付帯決議を付して本案に賛成いたしたいと存する次第でございまして、どうか委員各位の御賛同をお願い申し上げます。次第でございまして。

○森八三二君 私は、ただいま議題になりました公営企業金融公庫法の一部改正に對しまして、緑風会を代表するものではございませんが、委員の立場におきまして、政府提案の当初の原案には、公営企業金融公庫の業務を拡大して、その目的を達成しようとする方向がにじみ出ているわけでありますので、賛意を表するわけであります。関連して、衆議院におきまして、短期資金の貸付ができるように修正をされた本院に付託されておるわけであります。このことにつきましては、質疑応答を通じて、本来の目的に反するようないかなる危険を生ずる心配はないというようないふはなされておるのであります。法律がかくのごとくに修正されるということになりまして、及んで、本来の長期資金の貸出に支障を及ぼし、累を巻き起すような危険がないとは保証されなかつたかと思つて、あります。今回の公営企業金融公庫の資金量その他をもつていたしますれば、かくのごとく業務の範囲を拡大いたします

ることは、必ずしも妥当とは思われません。政府提案の当初の原案の内容において公営企業金融公庫の業務を運営すべきであると、かように考えます。そういうような観点からいたしまして、本案には遺憾ながら賛成いたしかねる意見を表明するわけであります。

○加瀬亮君 私、日本社会党を代表いたしまして、修正されました案並びに大沢委員からたゞいまお話しになりました付帯決議の両案に対して賛成をいたします。

ただ、次の二、三点を希望として申し添えたいと思ひます。

第一点は、修正されました案項は、衆参両院で昨年、付帯決議として全会一致で通つてゐるものであります。このように付帯決議というものを政府みずからがもとで尊重して、衆議院の修正が出される以前に、当然原案として提案される運びになるべき性質のものではないか、そういう点、近時付帯決議というものがやや付帯決議し放しで、政府の尊重さすというものがやや欠けてゐるのではないか、こういう点、院あるいは委員会の付帯決議というもののについてはもっと尊重してもらわなければ困るという点であります。

第二点は、修正案についての質疑の過程におきまして、大蔵省等から相当強い反対の意見が積極的に申し述べられております。このような修正案が通つてゐるからには、しかも、それが、先ほど申しましたような両院の付帯決議の性格と同じものであるからには、自治庁としては、政府としての意見の一致を作り出す点についてもっと積極的に努力をすべきではないか、自治庁の見解と大蔵省の見解が相対立す

る、こういうことでは、審議をするわれわれとしては、はなはだ奇怪な感を持たざるを得ない、こういうことでは、政府が一つの意見をはつきりさせて、それで法案あるいは修正案に對する、こういう態度をとってもらいたいということでありませう。

第三点は、大沢委員提出の付帯決議案は、当然なことではあります。その第四項にありますが、政府資金の一そう積極的な融通をはかるように措置されたいという点は、大蔵省にも強調した点であります。結局、自治庁として、どうして、政府資金の一そう積極的な融通をはからせ得るという具體的の方策をもつと講ずべきでないか、大蔵省にも質疑の過程で、われわれはたゞしてゐるものであります。大蔵省も自治庁も、政府資金の一そう積極的な融通の具體策というものを何れ持たないで、必要やむを得ず修正部分のような点が出てきたわけでありませう。それに對して、こういう修正を出さなければならぬやうな原因というものの責任はさっぱり感じないでおりますことは、どうもわれわれとしても腑に落ちないのであります。付帯決議案の特に四項の点については、具體的な方策を立ててもらいたい。

以上の希望条件を付しまして賛成をいたします。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、直ちに採決に入ります。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中、大沢君より提出されました付帯決議案を議題に供します。

大沢君提出の決議案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数と認めます。よつて大沢君提出の決議案は、多数をもつて、本委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における委員長の日頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他日後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた諸君は順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

大沢 雄一	小柳 牧衛
西郷吉之助	成田 一郎
伊能 芳雄	本多 市郎
中田 吉雄	鈴木 壽
成瀬 幡治	加瀬 完

○委員長(小林武治君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案

以上、兩案を便宜一括して議題に供します。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について政府より内容の概略説明を聴取いたします。

○政府委員(小林興三君) 今回の交付税法の改正は、その中心は交付税率の改正でございます。交付税率は御承知の通り、現行百分の二十六を百分の二十七・五というように改めたのでございまして、それに伴う諸般の改正をやつたのが内容でございます。

それではまず第一番は、交付税率を引き上げましたのに伴ひまして、普通交付税の額と特別交付税の額の配分につきましても率を改めることにいたしましたのでございまして、この意味は、われわれといたしましては、できるだけ交付税はきまつた規定によりまして普通交付税として地方に流すということが交付税の趣旨でもありまして、できるだけ交付税をいいたしたい。それで特別交付税のうちでいわば機械的な基準で配つておりますものにつきましても、普通交付税に入られるものはできるだけ交付税に配分をいたしたい。特別交付税は、ほんとうに動きのつかない特殊の事情あるものに限定する方向に持つていきたい、こういう基本的な考え方をいたしておるのでございます。それでこの際、総額がふえました機会に、従来の普通交付税は百分の九十三であつたのを百分の九十四にし、特別交付税は百分の八であつたのを百分の六に改めるということにいたしましたのでござい

ます。大体これで金額は百三十四億余りにならうと思ひます。前年度の特別交付税は百五十億前後でございましたが、金額的に言へば少し減つております。減つておりますが、そのうち一部特別交付税から普通交付税に切りかえるものを作りまして、實質的には大体似たような数字になるだろうと考えております。

それから次に、その交付税率が総額がふえましたのに伴ひまして、基準財政需要額につきまして必要な改正を加えたのでございます。これにつきましても、基準財政需要額の算定方法を、なるべくこの法律上測定単位を作り得るものは測定単位を作つて、そして単位費用によつて計算ができるようにして、そしていゝゆる補正というものをできるだけルールに乗せた方が筋だという考え方を持つておるのでございまして、その意味におきまして、今回新たな測定単位といたしまして、都道府県分につきましては恩給費を加えることにいたしましたのであります。恩給費はもうほとんどこれは義務的な経費でございまして、各団体によつて恣意的に左右されるものでもなし、實際退職した人にもう理屈なしにある一定の基準で配らざるを得ないのでござい

ますので、恩給費を新たに経費に立てまして、恩給受給者数を測定単位とすることにいたしましたのでございます。それからいまい一つは、海岸保全施設につきまして新たな測定単位を設けることにいたしましたのであります。この海岸保全施設につきましては、海岸保全法ができましたして、海岸保全台帳も所管官庁の責任においてきちんとしたもののでござい

ますので、この海外保全に要する経費を海岸保全台帳を基礎にした海岸保全施設の延長によつて加えたい、こういう基準でございまして、

が、金額的に言へば少し減つております。減つておりますが、そのうち一部特別交付税から普通交付税に切りかえるものを作りまして、實質的には大体似たような数字になるだろうと考えております。

それから次に、その交付税率が総額がふえましたのに伴ひまして、基準財政需要額につきまして必要な改正を加えたのでございます。これにつきましても、基準財政需要額の算定方法を、なるべくこの法律上測定単位を作り得るものは測定単位を作つて、そして単位費用によつて計算ができるようにして、そしていゝゆる補正というものをできるだけルールに乗せた方が筋だという考え方を持つておるのでございまして、その意味におきまして、今回新たな測定単位といたしまして、都道府県分につきましては恩給費を加えることにいたしましたのであります。恩給費はもうほとんどこれは義務的な経費でございまして、各団体によつて恣意的に左右されるものでもなし、實際退職した人にもう理屈なしにある一定の基準で配らざるを得ないのでござい

ますので、恩給費を新たに経費に立てまして、恩給受給者数を測定単位とすることにいたしましたのでございます。それからいまい一つは、海岸保全施設につきまして新たな測定単位を設けることにいたしましたのであります。この海岸保全施設につきましては、海岸保全法ができましたして、海岸保全台帳も所管官庁の責任においてきちんとしたもののでござい

ますので、この海外保全に要する経費を海岸保全台帳を基礎にした海岸保全施設の延長によつて加えたい、こういう基準でございまして、

が、金額的に言へば少し減つております。減つておりますが、そのうち一部特別交付税から普通交付税に切りかえるものを作りまして、實質的には大体似たような数字になるだろうと考えております。

それから次に、その交付税率が総額がふえましたのに伴ひまして、基準財政需要額につきまして必要な改正を加えたのでございます。これにつきましても、基準財政需要額の算定方法を、なるべくこの法律上測定単位を作り得るものは測定単位を作つて、そして単位費用によつて計算ができるようにして、そしていゝゆる補正というものをできるだけルールに乗せた方が筋だという考え方を持つておるのでございまして、その意味におきまして、今回新たな測定単位といたしまして、都道府県分につきましては恩給費を加えることにいたしましたのであります。恩給費はもうほとんどこれは義務的な経費でございまして、各団体によつて恣意的に左右されるものでもなし、實際退職した人にもう理屈なしにある一定の基準で配らざるを得ないのでござい

ますので、恩給費を新たに経費に立てまして、恩給受給者数を測定単位とすることにいたしましたのでございます。それからいまい一つは、海岸保全施設につきまして新たな測定単位を設けることにいたしましたのであります。この海岸保全施設につきましては、海岸保全法ができましたして、海岸保全台帳も所管官庁の責任においてきちんとしたもののでござい

それから教育費につきまして、今度新たに義務教育職員につきまして標準定数の制度が別途、文部省の方の提案によつて設けられることになりましたので、教員の給与費の基礎には、むしろこの標準定数を使つた方が至当だと考へられますので、小学校費及び中学校費の測定単位を、教職員数と学校数に改めることにいたしましたのでございませう。具体的には文部省の標準定数に関する法律は、経過的にはみな政令に譲つて問題が多いのでございまして、その政令の改訂を見なければならぬとの正確な数字が出てきませんが、いづれにしても、関係法令に基いて定まつた数字を基礎として交付税を配分することにしまして、そうしていわゆる義務教育の標準定数を財政面から確保していく、保障していくという強勢をとりたいと存するのでございませう。

それからいま一つの問題は、例の公債費の問題でございまして、昭和三十二年におきましては、臨時特例といひまして、特別地方債償還費として配つたのでございませうが、これが交付税の一・五の引き上げに伴ひまして、恒久化するものが可能となりましたので、これを一般の普通交付税の中にはつきり打ち立てまして、公債費対策としての支障のない措置を講じたい、そういうふうな考へてゐるのでございませう。これにつきましては、他に、暫定措置を恒久化したというもののほか、中身におきましては改正を加へたいと思つております。それは、従来の公債費のうちで、いわゆる給与等のかかりに出した公債費につきましては、全額交付税の方において計算をする仕組みになつておりましたが、そう

でない、いわゆる公共事業とか義務教育施設等につきましての公債費につきましてもは、利子の半分だけ見よう、こういう仕組みになつておつたのでございませう。利子の半額を交付税を通じて考へよう、ところが、だんだん実態を見ますと、公債費対策としては十全の措置とはこれは言えないと思ひます。と申しますのは、次第に償還期が過ぎますという、利子よりも元金の償還の方が金額が多くなつて参りまして、利子だけではいゝわば末細りになるのであります。それといふ一つは、利子だけを見ても、非常に公債費の重圧の大きい団体では、とてもこれはやつていけやうもないのでございまして、そこでやはり公債費と一般財源との比較をながめまして、財政力に比して公債費の重圧が特に多いところに対しては、いさ少し流れが多く流れるような流れ方を考へないといふぬのじやないか、こういう考へをもちまして、この単位費用は利子の半分であつたというのをやめまして、元利償還金の一応四分の一というのをベースにいたしまして、それからあとは、この財政力に応じて、公債費の重圧の多いところには補正を加へまして、そうして公債費対策としての遺憾のないような措置を講じたい、こういうふうな存じてゐるのでございませう。これによつて、少くとも過去の公債費問題につきましては必要な措置が、まあ見方によれば、それは十分と申せぬかもしれませんが、まず、われわれとして考へられる必要な措置が講ぜられることになる、こういうふうな存じてゐるので

ございませう。これがまあ主要な改正につきまして……そのあとは個々の単位費用の算定の問題になるのでございませうが、単位費用につきましては、全般的な問題といたしまして、期末手当の増額あるいは通勤手当制度の新設等、給与関係の制度の改正がありまして、それに伴う給与費を人件費につきましては全部見て単位費用を改訂する、これが一つ。それからいふ一つは、投資的経費をできるだけ充実したい、こういうので、ほとんどすべての経費につきまして、投資的経費に重点を置いて単位費用を再計算することにしたのであります。そういう結果、それぞれの単位費用が相当額ふえております。それからいふ一つは、改正は、應答補正の問題でございまして、これにつきましても、先ほどちよつと申しました通り、この公債の償還費につきましても、財政力に応じて補正できるように、補正の根拠を考へるといふことが一つ。それからいふ一つは、いわゆる應答補正の問題につきましては、そのやり方が府県分につきましては、何と申しますか、府県の應答を計算するのの、府県を構成してゐる個々の市町村の應答から積み上げて計算をいたしておりますので、その結果、どうしても不合理な面がある。たとえば県の應答としては、全体としては低いかもしれませんが、県関係の職員費などというものはもつぱら県庁所在地の当該市の應答によつてきまるのでありまして、そこでまあ一般の経費が使われる以上は、当該市を基礎にして府県の應答も見なかつたら不合理な面がある。こういうふうな点がございしたので、そ

これらの点を是正するような道をはかりたいというふうな存じておるのでございませう。それから基準財政収入額の問題につきましても、自転車荷車税が廃止になりましたので、それに伴つて税制が若干變つておりますので、その變更に應ずるよう、これはまあほとんど整理といつていいと思ひますが、そういう意味の改正がなされたわけではございませう。その他、若干の規定を修正いたしておりますが、これはほとんど技術的な改正といつていいと思ひます。一つは交付税の交付すべき時期、十六条の改正が一つございませうが、これは要するに交付税の額といふものは、今、交付時期と交付額がきまつておりました、最初の四月、六月には概算交付をすることになつておりますが、

〔委員長退席、理事大沢雄一君着席〕

その場合には、その前年度の交付額を基礎にして概算交付する仕組みになつております。ところが、実際はその団体の収支が變りまして、場合によつては不交付団体になる団体があり、交付税が著しく減額になることが明瞭なる団体につきましても、前年度の実績で配分することになつておりましたので、そういう団体には一ぺん配つて、あとから還付を命ぜぬといふかぬということがありましたので、そういうことが明瞭なところでは、一ぺんやつて取り上げること、あるいは、まことにおろかなことではありますので、むしろそういう場合には交付しなくてもいい、あるいは交付額は減額してよいといった式の道を開いた方がよからうというので、そ

う規定を置くことにいたしましたのでございませう。それからいふ一つは、十七条の三でございませうが、交付税の額の算定に用いた資料につきましての検査の規定を入れておいたのでございませう。これは現在、交付税の算定に用いらるる資料は、それぞれの市町村から県を通じて、あるいは府県のもの、府県から出てくるのでございませうが、その資料に基いて自治庁は機械計算で出すわけではございませうが、資料の検査ということが、交付税配分の最も重大な要件でございませう。従来その資料につきましても、多少誤算があつたり何かする場合はなかつたと思ひませんが、これをまあ適正にするために、自治庁にいたしまして、資料についての検査の規定を命じて、適宜、実際に合うよう、その適正性を確認するという必要があらうと思ひます。そういう意味で、それに関連する根拠規定を置くことにいたしましたわけではございませう。

まあ大体そういうことでありまして、あとは字句を多少整理してゐる問題がございませうが、ほとんど技術上の問題で、別に申し上げるほどのことではないと、こういうふうな存じております。各行政項目ごとの単位費用の算定の基礎につきましても、これは別途、別冊で「各行政項目別単位費用算定基礎」という資料をお配りいたしてございませうので、これによつて御承知をおきたいと思ひます。それぞれの経費につきまして、それを作り出した計算の基礎をこまかく計上してございませう。まあ煩になりませうので、その説明は省略したいと思つております。

○理事(大沢雄一君) 両案に対する質疑は午後二時に譲ります。

○理事(大沢雄一君) 次に、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案は、去る二十五日、予備審査議案として委員会に付託されました。

これより政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(郵船一君) 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

〔理事大沢雄一君退席、委員長着席〕

昭和三十一年六月三十日、新市町村建設促進法が制定施行されましたから今日まで、一年十カ月を経過いたしましたのでありますが、この間、都道府県の境界にわたる町村合併の案件が数件発生いたしましたことは御承知の通りであります。

これらは、関係市町村から合併の申請はありましたが、関係都県において申請を行わないため、政府といたしましては、内閣総理大臣の諮問機関である新市町村建設促進中央審議会の意見を聞く手続をとつていたものであります。

中央審議会においては、慎重な調査検討の結果、去る三月二十五日、答申を提出したのでありますが、政府において事業の公正にして円滑な解決をはかるためには、なお、若干の時間的余裕を必要とするものと考えられるのであります。

さらに、関係市町村において合併の議決を行なつてからすでに四カ月を経

過し、また近く四カ月を経過しようとする県境にわたる町村合併の案件が二件発生いたしてゐるのであります。

しかるに、越県合併の処理に關する規定は、新市町村建設促進法の付則の定めるところによりまして、本年三月三十一日に失効すること相なつてお

りますので、この際、この規定の失効後といへども、九月三十日までの間は従前の例により得ることとしたします

以上が新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林武治君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め午前はこれにて休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(小林武治君) 委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

以上、両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いいたします。

○成瀬權治君 減税といふことは、私

たちは歓迎しなければならぬことなんです、大筋としては。しかし、今度減

税されますと、地方自治体についてのやりくりの問題がある。ですから、あなたの方としては、大きく地方財政の立場から、どういふような結論が出ても、減税をおやりになるのか、いわゆる財政計画との関連が出てくると思うのです。そういう点について、一つ基本的なお話を承りたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のよう

に、減税する場合、納税者の立場も考

えなければなりませんし、これを財源

として行政をやつて参ります地方団体

の立場も考へていかなければならぬ

わけでありまして。基本的には、地方

交付税制度を通じて、各地方団体を

通じて必要最小限の財源は保障す

べき減税に見合ふために、たばこ消費

税をお上げになる。それが見合つてい

ないといふようなために、木引税の間

題について特交で見ると、こうおつ

しやいですが、あなたの調査として、大

体このところは、たとへば木引税で

七〇％も減税し、あるいは自転車荷

車税によつて、これが廃止になること

によつて、たばこ消費税と見合はない

ところ、そういう町村がどれくらいあ

るか。あるいはそれに対しては、特交

ただ見るのだというお話なんです

が、それじゃそのワケをどのくらい見

いでになるか、そういう点について一

つ、財政当局と打ち合せしておと思

います。お聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 自転車荷

車税の問題につきましては、単に、自

転車荷税の廃止による減収補てんのた

めに、たばこ消費税の税率を二〇引き

上げたというだけにとどまりません

で、別途、現在、自動車税の課税客

体になつております二輪の小型自動車

や軽自動車も、市町村税におおすわけ

でございますので、この増収がござい

ます。なおまた、自転車荷車税であり

ますと、徴税のために収入の二割くら

えれば、こういう団体におきまして、別途、地方交付税法の改正案を提出いたしておりますように、保障されます基準財政収入額がかなり引き上げられます。従いまして、木材引取税の減収も、こういう面で救われるところが相当あるわけでございますけれども、しかし、木材引取税については、減収額をそのまま特別交付税として見ていきたい、こういう決定をいたしまして、激変緩和を特別交付税制度を通じて積極的にやりたい、かように考えておるわけでございます。

○成瀬清治君 木引の問題については、ほかの方からあると思いますが、簡単にしたいと思いますが、今説明上げられたその部内決定、それは自治庁としての御決定のものであり、そうして木引で片つ方増になるところもあるじゃないか、適正化で増になるのじゃないか、適正化という一つの前提があると思ひます。従前通りであるならば、必ず二分の一に減るわけですから、私は減つてくると思ひます。適正化の問題について、何かあなたの方として、こういうようなことをやつたらいけないか、各市町村はこれに対して非常に難渋しておるわけですから、何か適正化の方途に、具体的に問題が起きずによりよくやれるというようなことを検討されて、その方途というものをあなたの方は特別に見つけられたのかどうか。市町村長は、現実には悩んでおる、苦しんでおる、適正化のいい方法はないわけですから、そこがおつしやつた適正化を前提として増があると、こうおつしやる。御研究になったものがあつたら一つ……。

○政府委員(奥野誠亮君) 木材引取税

の運用につきましては、従来からいろいろ摩擦を起しておりましたので、昨年、税率を一分引き下げました半面、適正化によつて収入は減らないようにと、こういうことを考えたわけでございます。その結果、市町村によりましては、従量課税によつていた部分については、基礎となり素材の評価額をかなり引き上げた結果、税率は下つていくにもかかわらず、税額は二倍をこえるというふうな団体が出て参りました。その結果、業界と市町村との間でもかなりめだところがございます。宮崎県を中心とする地域においてその問題が顕著であつたわけでございます。従いまして、今回税率を下げて、さらに適正課税によつてその穴埋めをやるのだということになりますと、従来と同じように、争いを繰り返して、かえつて混乱を起すのじゃないか、こういう懸念があるわけでございます。その点御心配いたしていただいているのだと思つております。しかし、その後林野庁等とも話し合ひをいたしました結果、税率引き下げをはかるならば、全面的に協力をしていきたい、同時にまた、業界の廃止運動ももちろん取り下げにして、そちらの方面においてもそういう方向に協力したい、こういう話があつたわけでございます。そういう話を前提にして、今回思い切つた税率の引き下げ案を提案をいたしておるわけでございます。

これについて実は自治庁と農林省との間で一つの申し合ひをいたしております。これをそのまま申し上げますことが、今御質問いただきました点にお答へすることになるのじゃないかと思ふのであります。一つは、「自治

庁が示す「道府県別木材石当り平均税額」の基礎となる素材価格は、昭和二十九年における価格を基礎として、その後の素材価格の上昇割合を基礎として改訂すること。」「そうしますと、従量課税をとつております場合に基礎になります価格が上つて参りますから、税率が下りましても、税率の引き下げられただけが減収になるわけではない。価格引き上げによりまして、若干補てんされる。こういうことになるわけでありませう。なお従来、自治庁が示しておりました価格、それにもなお下つた価格で課税しておる団体もございませう。これは適正課税につ

きまして、林野庁も業界も協力するといふことでございませうので、そういう話にわれわれとしては期待をいたしておるわけでございます。

第二は、「国有林材の引取にかゝる木材引取税については全面的に営林署長が特別徴収すること。」「でございませう。本来市町村が条例で指定いたしました、営林署長が特別徴収すべきでありますけれども、しかし、いろいろ業界のあつれき等がございまして、必ずしも私たちの希望するようには参つていない地域が相当数ございませう。こういうことのないように林野庁が強く営林署長を指導していただきたい、全面的に特別徴収をする、こういうことを約束してくれておるわけでございます。

第三は、「立木のまま売却し国有林材については、営林署長から関係の市町村長にこの旨通知するとともに木材引取税の徴収に協力すること。」「立木のまま売却いたしますのは、素材の引き取りにございませうから、特別徴収はできないわけでございますけれども、

も、立木のまま買つた人たちがまた転々売買をするかもしれませんが、また自分で伐採をして、素材を引き取つていくのが通例だろうと思ひます。従いまして、それが立木を買つたのか、そのつど関係の市町村長に営林署長から通知をせしめらう。それを基礎にして、見きわめた上で納税義務者に対して納税を督促していきたい、かように考えておるわけでありませう。

第四は、「林野庁は、民有林材についても、木材引取税の適実課税の円滑な運営に協力させ、所期の税収入の確保に寄与するようにすること。」、これが一方で反対運動があるわけでございます。木材引取税廃止運動もあるわけでございますが、林野庁としてもそういうことのないように、むしろ適実課税に民有林材についても協力したい、こういうことを言つておるわけでございます。

第五は、「木材引取税の特別徴収義務にかゝる手数料及びこれに類するもの提供等は直ちに廃止させること。」、関係営林署によりましては、若干市町村に負担をかけている向きもあるやに聞いておりますので、そういうことのないようにしたいといふことでございませう。

こういうことを前提にして、木材引取税の税率改正案を国会に提案をいたしておるわけでございます。

○成瀬清治君 私は、今お聞きしておるようなことは、大体今までやられてきておることであつて、これで適正化というものが前進をして、そうしてトランプが解消するわけでもないと思ひます。また捕提が非常に確かになつて

きて、税率を下げたことに対してその穴埋めができるなどということは毛頭考えておりません。しかしこの問題は、先ほども申し上げましたように、ほかの方がおやりになるから譲りまして、この自転車荷車税と、このたばこの法律ですが、私もたくさんの方を調査しておるわけでございますけれども、私の知り得るところでは、大都市が非常にこれのために税収が伸びるわけなのです。ところが、大都市周辺の町村は減つてくるわけですから、そういうところに対して、今お聞きしますと、徴税費がどうか、あるいは軽自動車や穴埋めするから、それが一ぱいになったといふことですが、あなたの方で、それではどこか具体的に町村にお調べになって、大体とんとんにける、あるいはこれよりも上回る、たばこ消費税をやることによつて上回るのか、あるいは下回るというやうなことを具体的に御調査になつた資料がございませう一つ御提示を願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のやうな資料の請求が衆議院にもございまして、提出しておりますので、参議院にも提出させていただきますようにいたします。

○成瀬清治君 これはむしろ大臣の方にお尋ねするのが本来だと思ひますが、局長ですから、税務局長としてお答へを願ひたいと思ふのでございませうが、今一番困つておるのは、財源のあるところはいないわけですから、いわゆる地、山間地が非常に困つておるわけですから、そういうところから今いったやうなものを減税される——私は減税に反

対するわけじゃないけれども、減税されるのと非常に税収が減ります。そこで結果はどうなっておるかというところ、固定資産税を不当に高く見積るか、それも非常に反対が多いということになる、大体住民税というところを、たぐさんとちやなくならぬことになつて、この前も財政計画を見ておりました、何か四十億ぐらゐ標準課税よりもたぐさん上回つたところがあるのであるから、四十億増だと、それは随分しておるといふ御答弁をいただいたのです。あなたの方は、こういうところに対していろいろものを減税をしていくと、しかし、それがとりもなおさず、逆に今度は住民の人たち、その地域の人たちにかへって増税という形ではね返つておるわけです。そういうような点についてはどういふふうにお考えになつておるか。

○政府委員(奥野誠亮君) おつしやつていますように、自転車荷車税は現在かなり零細な大衆負担になつておると思ひます。そういう結局住民の担税力の少ないところに、こういう税収入が比較的多い。またそういうような零細な大衆負担になつていますから、廃止をいたしたいわけでございますから、従ひまして、弱小の町村の収入が比較的多く減収になつていくという傾向がございます。これは自転車荷車税の廃止がそういう趣旨にあります以上はやむを得ないのじゃないか、かように考えておるわけでございます。しかしその結果、また必要な財源は確保しなければならぬのだから、市町村民税や固定資産税にしろ寄つたものでは、弱小の町村の住民負担が形をかへてふえるだけじゃないか、こういうことになりまし

て、御懸念のような問題が起つてくると思ひます。従ひまして、木材引取税、自転車荷車税の廃止によりまして減収になりますような団体は、大体において地方交付税の交付を受けている団体でございます。この交付税の計算におきまして、基準財政収入額が、もしお説のようなことになつて参りますと、減つて参りますので、自然交付税の交付額がふえてくるということになるわけでございますので、独立税収入の減少が地方交付税の増収になつていくということ、やはり補てんはされるのじゃないだろうか、かように考えておるわけでありまして。ことに、今回は、地方税の伸びや地方交付税の増額等を通じて、基準財政需要額そのものが大幅に引き上げられるわけでございます。そういうことを考慮に入れますと、減収補てんよりもさらに大きな額が、当該市町村に財源として増強されていくじゃないか。従ひまして、自転車荷車税の廃止による減収が、そのまま市町村民税の負担増加や、固定資産税の負担増加にはなつていかない、かような考え方を持っておるわけでありまして。さらに言えかえますれば、自転車荷車税を廃止することによつて、零細な大衆負担を排除するのには、三十三年度はちよつどいい機会じやないだろうか、こういう考え方をさへ持つておるわけでありまして。

○成瀬暢治君 若干議論になります。交付税で穴埋めができるじやないか、だから住民の負担は増してないのだ、こつしやるが、現実には、住民税は、標準課税あるいはその示されておる税率以上にとつておるというのが実情なんです。それならければ村

はやつていけない。それは、何にもやらぬということなら別ですが、若干の投資的な仕事をやつていこうといううなことになるれば、どうしてもやらなくちゃならぬ。ですから、あなたの方としておつしやる大筋は、そういうものはみんな交付税でやる、基準財政需要額に見合うものはやるのだから差しつかえないじやないかとおつしやつてしまへばそれまでだと思ひますが、実際はそうではなくて、あなたの方はこつしやるけれども、見ちやないから住民税をふやしてやつていこうじやないか、こつしやるのが現状だと思ひます。実際はそうなつておる。そういうところに對して、それじや住民税を、標準課税率じやなくて、一、二、三とあるですね、あれより以上にやつておる。それは投資的なものだから、それはせいたくなやう方だから、こつしやるのか。そういうものについて検討をされてみると、なるほど、学校も作らなくちゃならぬ、村道もある程度作らなくちゃならぬ、用排水等の問題についてもやらなくちゃならぬ、こつしやるものさしの見方になつておる。私、私は、正しく見ていただくなら、当然そういうものは村として認めざるを得ないと思ひます。そういううなところに対して、若干交付税なんかふやしてやる、いわゆる行政水準の引き上げの問題になつてくるわけだけれども、そういうところに対して何にも示されずにおつて、そういうものを低く見ておると言ふなら、あなたの議論が通つていくと思ひます。それでは私は、地方自治体は全然前進しないじやないかということをおぼえておるわ

けです。これは議論ですから別として、逆に今度は、山間僻地に財源を何か確保する意味において、交付税は格別として、あなたの方では何か財源的に検討されておるものがあるのか、あるいは幾ら探してみても、新しくここで税を一つ生み出して、そして地方自治体の潤うようないいものはないか、その辺の御研究と申しますか、検討されたことについて承わりたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 自転車荷車税の場合と木材引取税の場合とは、私は町村に与える影響がかなり違つていふと思ひます。というのは、木材引取税の場合には、従来基準財政収入額で算定しておりました以上に多額の税収入をあげておつた市町村が、東北の一部や北海道にあるわけでございます。従ひまして、この部分は、制度改正によりまして税率が引き下げられ、その結果、従来のような額をあげようと思つてもあげられなくなるわけでございます。そのので、地方交付税制度で保障しているからいいのだというわけには参らない、こつし思つておるわけでありまして。これに反して、自転車荷車税の場合には、当該市町村が徴収しておる額に算入されて参るわけでございます。従ひまして、この廃止に伴う基準財政収入額が減つて参りますれば、そのまま地方交付税の増額になつて戻つていくわけだから、全体としては保障されておる。従つて、このことから直ちに住民税の負担や固定資産税の負担がふえてくるということにはならない、かように考えておるわけでございます。

いかということでございますが、従来、やはりそれぞれの市町村に必要な財源は市町村住民でまかなつていくという立場が強かつた結果、財源のない団体は非常に重い負担を背負わされておつた。それが、漸次均衡のとれた負担に私たちは変りつつあると思つておるわけでございます。変りつつある。一番強い力は、やはり地方交付税の財源供与だと思ひます。従ひまして、自転車荷車税、その他の従来の雑税というものが、とかく弱小の町村住民の負担加重になつておつたわけでありまして、これを取り下げますことが、地域間の負担の均衡化に一步前進させることになつていく、そのかわり、そういう団体につきましては、全国的な財源で補てんをしていくというやり方にならざるを得ないじやないだろうか、こつし思つておるわけでございます。もつとも、弱小の町村におきましては、無理のない税源がありますならば、そういう方法をできるだけ取り上げていくべきだと思ひます。また、そういう意味で、比較的普遍的な税ということになりますと、たばこ消費税というよりなことになるものでありますから、自転車荷車税廃止による独立税収入の減収補てんをたばこ消費税で埋め合せたということになつておるわけでございます。比較的どの市町村においても普遍的に所在する税で、現在考えられる税ということになりますと、たばこ消費税というよりなことになるじやないだろうか、かように考えておるわけでありまして。それにいたしまして、やはり消費能力というものが都市住民と町村住民との間にかなり開きがございますので、や

なお、山村によい財源を考えていな

はり収入は若干片寄ると思います。それ以上、どの市町村にも必要な均衡のとれた財源を付与するということがなりまします。私たちは独立税は非常にむづかしいじゃないだろうか、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○成瀬清治君 わかりますが、そうしますと、交付税でこれをやっていると、交付税の算定基準とか、あるいは交付税の中の一つの項目を、たとえば面積と人口と比較して、希薄になったところのそれに対してある何%かを見る、あるいは耕地と申しますか、山林とか、そういうようなものとの比率で、あるところをとって、それに何%かの交付税を見ていくというように格好にせざるを得ないと思ふ。今で見ると、たとえば学校数と先生でいうなら、先生の数やなんかというように交付税の問題になつて参りますけれども、これは小林さんの方の担当かもしれないが、少くとも、あなたの方としてお話し願ひたいことは、とするなら、交付税の算定基準と申しますか、配分基準と申しますか、そういうようなところに見るような特別措置を私はせなければならぬと思ふ。そういうような点について、あなたの方と財政局の方とお話しになつておるようないはございましょうか。

地方交付税制度ができました当初は、やはり現実の財政需要を頭に置いて財源配分をせざるを得なかつたじゃないだろうかと思ふ。たとえば、道路のできていくところと道路のできていないところがございます。現実の道路の面積を基準にして基準財政需要額を計算していきます以上は、すでに発達したところから道路を作らなければならぬようなところには財源が行きません。従ひまして、道路費といふものを、そういう現実の道路を基礎にして配分するのはいいか、それよりもむしろ、面積、人口等を基礎にして、あるべき道路面積といふようなものを描いて、基準財政需要額を算定していくのはいいか、こういう問題になつてくると思ふ。こういうこともあつて、貧弱な団体に比較的基準財政需要額が多く見られるような修正を地方交付税の中でも逐次加えられて参つてきておるわけでありまします。あるべき財政需要を基礎にして考えるべきじゃないか、それをさらに一歩前進させて、あるべき財政需要から、さらに今まで講ずべき施設を講じていなかつた地域の財政需要をもつと大きく見てやる、こういうところに進めることによつて、均衡化をさらに急激に進進させる、こういう考え方もあろうかと思ふのであります。要するにこういう問題、行政水準を引き上げながら、その引き上げた度合いを、今まで恵まれていなかつた地域に多く見ていくことによつて解決するのじゃないだろうか、今まで施設のあつたところの財源を削りまして、いまだ恵まれていない地域に回すわけにもいきませんので、

地方財政を充実する、全体としての行政水準を引き上げる、その場合に、今まで恵まれていなかつた地域に上げていく、こういうことが考えられるのじゃないか、こういう漸進的なやり方をせざるを得ないと思ふのであります。地方交付税制度の発展というものは、大体そういう経過をたどつてきてゐるのではないか、こう思つております。

○成瀬清治君 次に、この前、衆参ともについておつたと思ひますけれども、大衆飲食の三百円、五百円、八百円を千円というふうな付帯決議が出ておりました。そういうことは取り残されてしまつて、ここにあるように、突然、木引税が出てきた。これは業者と町村当局との間で種々トラブルがあつたことも私も承知しております。そういうふうな付帯決議のあるものはやめて、あのときに一%下げればさしたる問題がないというふうな木引税の問題が突然に出てくる。何か自治庁に一つの圧力団体といひますか、政治的に動いておられるのじゃないか、もう少し騒ぎ立てれば、あるいは改正案が出てくるというふうな疑いが大衆飲食の人たちにもあるのじゃないか、これは非常に拙劣じゃないかと思ふ。しかも、国会では付帯決議があつて、決議案の尊重、そういう点と、大衆飲食をはずしたことに、積極的な理由を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食税の改正につきましては、先の国会におきます当委員会の付帯決議は重々承知してゐるわけでございます。この点につきましても、絶えず検討を加えて参つてきてゐるわけでありまします。しかし、御承知のように、遊興飲食税につきましては改正税法は、昨年の七月から施行になつてゐるわけでありまします。まだ施行になりましてから十カ月たつていないわけでございます。これは、やはり遊興飲食税の關係業界は、御承知のように種々難多でございます。全体を通じて円滑なる運営の行えるように考えて参りませんと、また摩擦を起す、いろいろと混乱を生じてくるということになりまします。いましばらく改正税法施行の経過を見た上で結論を出していきたい、こういうふうに考へておりましたために、この国会としては見送つたわけでありまします。そうして同時に、私たちの研究問題として、絶えず地方からの報告も求めておりまします。私自身としても、いろいろ調査を続けて参つてゐるわけでございます。その中で、当然、必要な検討の結果を、なるべく早い機会に出さなければならぬと存じてゐるわけでございます。

○成瀬清治君 あなた、研究するとか何とかおつしやらずに、この前の速記録を見ればわかりますけれども、むしろ来年は一つ三百円、五百円、八百円を千円に直すといふことを積極的になつては発言しておいでになりますよ。ここで今見ると、これは十カ月、片方は十二月たつてゐるから、二カ月の差で税法改正をするとか、そういうようなことは、少しあなたの御都合主義的な御答弁としか承われません。今もおつしやつたような、ただそれだけのことで遊興飲食税の方はたな上げしたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食税の改正につきましては、将来手直しをして、

たい、どちらかといひますと、三百円の免税点を引き上げていく方向で解決をしたい、こういうことはお約束できると考えております。ただその時期の問題でありまします。七月から施行になつたばかりであります。また業界それだけがいろいろな希望を持っておりますし、また税務行政の実態を見ていきますと、なお考慮するなり、いろいろなことを考えなければならぬといひまします。ことに、業態区分といひまします。保健所あるいは警察当局、そういう面の協力を得なければならぬ問題もございまして、そういう面との話し合ひも実はしておるわけでございます。そして、やはり一年たつたことを結ぶと、やはり一年たつたうちにすぐに結論を出すといふことは、また混乱を起すおそれもあるもので、いましばらく改正税法実施の経過を見た方がよろしいのじゃないか、こういうふうな考へておつたわけでございます。今もさう考へておるわけでございます。

○成瀬清治君 まあ議論になることですから……

その次に、電気ガス税の問題ですけれども、御承知のように、これを払つておるのは、ただ単に一般家庭の使用が電気ガス税を払つておるといふような格好になつてしまつておるわけですが、一体、電気ガス税といふものに對して、あなたの方は、基本的な考へ方といひますか、どんなふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 電気ガス税を将来どう持つていくかといふことになると思ふのであります。やはり消費面から担税力を捕捉する、そういう

性格の税にすべきた、言いかえれば消費税に純化していくべきだ、こういうふうに考えておるわけであります。しかしながら、簡易な課税によつて相当額の税収入をあげるという間接税の特徴も忘れてはいけませんので、その点も考慮しなければならぬと思います。が、大きな筋としては、消費税に純化する方向で、この税を将来なお続けていくべきだ、かように考えているわけであります。

○委員長（小林武治君）　ちよつと速記をとめて。

○委員長（小林）

○成瀬權治君　大臣にお伺いするのですが、この前、財政計画をやつたときに、大臣にちよつと伺うのですが、非常に心配しておるのは、いわゆる貧弱町村と申しますか、山間僻地の自治体というものは非常にお気の毒なんです。行政水準とか何とかというより

も、ちゃんと下回っているのです。お氣の毒なんです。そういうところに対して私は積極的に大臣として手をお打ちになるといい。この前お聞きしますと、税源は僻地ではどぶろくだということでありましたが、そういうお話はさることながら、私は一つの財源を見つけることが非常に困難だとするのなら、交付税等で勘案されなくちゃならぬと思う。税務局長は、交付税に道路の問題の方で例を引いて、未開発の問題も、そういう問題も含めてあるし、あるいは僻地の振興だと何とかというような、あるいは寒冷地対策の補助金だとか、そういうことでめんどろを見ておられますことは、私は重々わかります。わかりますが、なおこの際思

い切つて、交付税の一つの算定基準の中に、たとへば人口と面積との比率を見て、その希薄なところにさういふものをやるというよりなこと、あるいは一村の人口に対して、通学距離が二里も通つて行かなければ小学校へ行けないというような、さういふものの何か私はいろいろな測定方法があると思うのです。とにかくさういふところに対してめんどろを見ていくというよりな手を打たなければ私は打ちようがないと思う。さういふことに対して積極的な何か御対策というものがいいのか。

それともするずるずるずるずるやつておしまいになるのか、大臣というのは任期が大體一年くらいです、今まで、それから長官も内務畑でお育ちで、こういうことに對して非常に熱意があると承わつておるのですが、何かあなたのとくに画期的な對策を立てられるお考えはないのか承わりたい。

○國務大臣（郡祐一君）これは成瀬君

のおつしやる通りで、私は山村あるいは漁村も含めて同じような問題があるかと思ひます。思ひますが、ことに山村について考えてみまして、私一つは、これは政府部内のことでありますけれども、国有資産等所在市町村交付金でございますか、あれなども一応見てはおりますが、どうも評価が少いようにでございます。これはまあ非常にあらたまった談判でもございませんけれども、赤城君などとも話をいたしてゐるのであります。国有資産等所在市町村交付金の方を増せば大へん格好がいいのだと言う。これは一つの話でございますよ、一つの話でございますが、そんなことはいかぬ、それは筋が違ふことであり……。われわれ、国有

資産の交付金を考えなければいかぬのじゃないか、私は今のような挿話は別として、事柄としてはどうしてもそうあらねばならないと思ひまして、林野庁と折衝いたしております。それで、そうしたこととも山村に対する一つの対策、それから私は、どうしてもこの三十三年度中に地方税と国税を通じまして、やはり一つの税の見方のございますね、これは変えなければ相ならぬものだと思っております。しかしその場合でも、果して山村に適切な税金がありやいなやということは問題と思ひ

ます。そういたしますならば、それと、つまりそうした問題、自主財源というものをどうして与えるかということに一つ努力してみなければなりません。

それから交付税というものが、私は交付税の二七・五％というのは限度にきておると思います。思いまするけれども、幸いにして地方団体の財政が、

これはよほど油断をせずに見ていかなければなりません。見ていかなければなりません、これが割合に安定した伸び方をいたしますならば、交付税というものの配分でございますね、ことをごらん下さいまして、公債をたくさんしよつて苦しい府県でありますとか——徳島県などはそういう例でございましょう。あるいは佐賀県のようなところ、あるいは海岸線の長いところで海岸の施設に金が要つておりますと、こうしたものを一つの標準にとらえる。これでもある程度の対策ができていくようにそろばんをはじいていくと、おのずから出て参ります。そういったしますならば、交付税といふものを持ちます機能が、何と申し

ますが、ある程度はんとうの調整的な意味合いで、御指摘の山村のようなところ盛りつけて参る。そういうところは今までよりも、それは交付税のことでありますから、地方団体に共通の財源ではあります。山村などに多く盛りつけるということは可能になつて参ると思う。ただ、山村なるがゆえに木引の減取補てんというような場合には減取分を見てやらなければなりません。山村のような場合には、今も成瀬君も例をちよつとお引きになりまして、何か山村にびつたり当てはまる

基準というものをこしらえて参る、こ
うしたことはどうしても考えなければ
ならぬことだと思ひます。私は交付税
というものは、立て方が次第にそうい
うものに移っていくことが望ましいこ
とであり、ほんとうに、いかによにし
ても財源のないところにそのような形
で財源を与えてやるというやり方に、
これは交付税はすべきものだと思つて

おります。三十三年度の交付税につきまして、若干府県等については対策を講じたのでありますが、これでは十分である。そうして私はもつと、先ほども申した税で国、地方を通じた検討をいたしますのとあわせて、交付税というものに、毎年手直しじゃない、ある程度はつきりした改革というものを出していきたいと思っております。

○成瀬瀧治君　私は、交付税の配分方法ですね。これをもう一べん根本的に実は検討してもらいたいと、こう思っております。そういう意味で申し上げます。だから大臣のお答えを聞きますと、おっしゃることはよくわかりますが、大体、単位費用の基準が上ったただけであって、しいていえば、海岸保全

施設の延長ということが測定單位の中心でふえた程度であります。そうでなく、經費の種類というところか何かのところに特別なものをやっていただか、なければ、私はあなたのおっしゃる山村、漁村、そういうものを含めてやることはできない。そういう点についてぜひ一つやっていただきたいと思いますが、これは決意のほどを伺ったわけですが、一つ来年度には、これは、あなたがおっしゃるように積極的な手を打つことを約束していただきたいと思いますが、どうでしうか。

○国務大臣(郡祐一君) 密度補正を現に行なっております。もつとこれを強化するということも、さしあたり必要ないことではありません。私はほんとうにあれだけ大きい額になりました交付税というものについては、一つ成瀬君のおっしゃるごとく、根本的に考え直す作業にすぐ入りたいと思っております。一つの根本ささげま

れば、これはそう狂いなしに運び得ることですから、ぜひなるべく早く結論は出したいと思つております。

○加瀬完君　長官が今、成瀬委員の質問に對しまして、交付税の配分方法を三十四年度以降根本的に改革をして、たとえば、木引税などで財源が枯渇した町村にも、交付税によつて財源補てんが永久にできるような方法をとるといふようなお話ですが、交付税というのは、税率をまた非常に引き上げるといふ形ではなく、一応固まつたような形の形になっているわけです。それで現狀の配分方法で各団体間に配分をして、も、まだまだほしいといふところがあるかも知れないけれども、交付税はあまり過ぎるというところはないと思

る。その違った形の配分方法をこれ
ば、現在の配分方法で交付税を受け
おる団体間にまた別な財源問題のアン
バランスができてしまうのです。総額
がふえないで固まってしまうと、これ
に、配分方法だけいじったって、これ
は固有財源を木引税なんかのように減
らしてきた町村だけに、余分に交付税
から引いて持つていくという方法は、
具体的にはとれないと思うのですが、
どうでしょう、その点は。

○国務大臣(郡祐一君) これは、こ
しの交付税の配分をいたしました際
に、多くの市町村について増額を……
元金がふえたのですから増額はして
ありますが、にもかかわらず、事業税の
収入その他が相当大きくなりまして、
従来、交付団体であったのが、不交付
団体になっておるものもございます。こ
れはそれだけ伸びていくのですから、
加瀬君の言われるように、全国をひっ
くるめて考えれば、総計において、財
政計画で申し上げたようなことであり
ますけれども、個々の市町村につい
て見れば、必ずしも一がい、片方で
マイナスをした片方がすぐ困る、片
方にかき上げをした片方が必ず削
らなければならぬ、それはなっております、市町村の私は一つの問題は、今全体
をひっくり返るための財政計画はあるが、
個々の市町村について、のどろも検討
なり指導が足りない。しかし、その問
題はその問題として、私も加瀬君
の言われるような点のあることはわか
ります。それで、一方ではどうしても
自主財源をもっと与えるということを
考えなきゃならぬ。私が成瀬君にお答
えしておりましたのは、自主財源を与
える方法を講じて、山村等はやはり

そういろいろいいものがないのじゃない
か、そうすると交付税というものの考
え方、これは確かに地方団体の共通の
財源ではあるけれども、重点の置き方
が、今まではどうも私見ておりました、
これは目に触れることでありますけれ
ども、たとえば徳島県であるとか佐賀
県などでは、どうしても今までの重圧
で、それを先に見なければいかぬとい
うものがあるとして、これに對しま
してある程度対策を講じましたなら
ば、私は重点をもっと下げて、市町村、
あるいは貧弱な町村、そちらの方へウ
エートを置きかえていくというふうな
工合に、交付税についてもものを考
えていきたい、こういうつもりで申し
たのであります。

○加瀬君 関連でございますから、
簡単に御質問申し上げますが、筋の立
て方としては、一応長官のおっしゃる
ようなこともよくわかるんですが、交
付税の税率そのものが一・五%伸びた
けれども、地方団体側からいわせれ
ば、その一・五%でも足りないという
見解を持つておられるわけですし、また実
際一・五%伸びても、新しい交付税の
配分方法で配分をしても、まだ特に貧
弱団体の財政問題が一挙に解決でき
るというにはならないと思う。で、
大きな府県などのアンバランスを一応
解消することができても、これが町村
にまでおいて、個々の町村を交
付税だけで解決しようという、配分
方法をいろいろ態様修正等で研究して
下さることはけっこうですけれども、
交付税の総額そのものが広がってこ
なるときに、配分方法をいろいろ考
えて、それだけでは問題の解決になら

らなければ筋は逆じゃないかというこ
とを感じますのでお伺いをするわけ
です。

○国務大臣(郡祐一君) これは実際、
地方税といふものは扱いがむずかし
いところだと思ふ。国税なら、全国を
ひっくり返るまで予定額を得る税なり、そ
の税率なり額なりで出てくるので
すね。ところが、地方税といふのは、
確かに木引を見まして、去年の実績を
見まして、一%下げても倍以上に伸
び上った。九州の町村などは伸び上
つておる。全体を見れば一つのめどはつ
くのであります。これはまた全体の税
額を見れば、法定税として置いておく
のに適当な税といふことが考えられ
る。ところが、これを一つ一つに当て
はめると、どうしてもアンバランス
が起るのでございす。ならば、それな
らば、全体でなるべく負担の軽減をは
かつていくという一つの方向はあるの
です。そうすると、全体を見れば
変りはないが、地域々々で、しかも、
木引を例におとりになつたから木引で
いいますと、北海道と東北の一部と、
こういうことになります。それは、ど
うしてもやはり減収補てんの方法とい
うのは、何か調整的な財源で扱わな
ければならない。しかし、おっしゃるよ
うに、それをひつたり当てはまるよう
にしますならば、非常に恣意的な配分
をしなければならぬ。それは行政機
関としてすべきことじゃない。する
と、どうしてもその食い違いという
ものが出て参ります。これは確かに大
事な問題でありまして、さつき私が財
政計画の全体を見ては、ある程度の考
え方が成り立つけれども、どうしても
もう少しこまかく、町村の個別に、全

町村の三千幾百の市町村一つ一つとは
申しませんけれども、これを何らかに
段階で分けたようなものの方が必要
に要じやないだろうか、そんな意味合
で、成瀬君の言われた山村というの
が、これは一つおそろくこれから取り
上げるべき問題だと思ひます。ところ
が加瀬君御指摘の通り、確かにむずか
しい問題があります。その調整とい
うようなことが大事な問題であらうと
思ひます。これは、私は必ずしも役所
の者が十分にできることじゃござい
ませんで、政界の者あるいは学識経験
者、そうしたあらゆる方面の知識も借
りにやいかぬ問題だと思つておりま
す。

○成瀬君 木引の問題が出ており
ますから、そのことに関連して申し
ます。そのことについて一つお尋ねし
たいと思ひます。税の減税のあり方とい
うのは、冗談いへば、芸者の花代がず
つと下つて参りまして、相当一挙に半
分に減つたことは記憶しております。今
度の木引も一%下つて今度半分に減
る、二つ三つというふうな非常に優遇
されたことになりなす。それは、ど
うしてもやはり減収補てんの方法とい
うのは、何か調整的な財源で扱わな
ければならない。しかし、おっしゃるよ
うに、それをひつたり当てはまるよう
にしますならば、非常に恣意的な配分
をしなければならぬ。それは行政機
関としてすべきことじゃない。する
と、どうしてもその食い違いという
ものが出て参ります。これは確かに大
事な問題でありまして、さつき私が財
政計画の全体を見ては、ある程度の考
え方が成り立つけれども、どうしても
もう少しこまかく、町村の個別に、全

を二%に下げることが妥当であるといふよりな結論が出されたのか。ただ単に問題がある、これは非常に値が高いから、税が多過ぎるからこういふこととをやつたのだ、こういうのか、その辺の点はどうなるふうに検討されておりますか。

○国務大臣(郡祐一君) その点は確かにおっしゃることはわかるのです。ただ、私は昭和二十四年でしたか、二十五年でしたか、あのときに市町村税にいたしました本引というものが、あまり安定したというか、落ちついた状態になつていないように思ふのです。それはああいふ特別の徴収義務者を置いて、そしてとる税でございます。しかも、これはけしからぬといへばけしからぬことなだが、どうも特別徴収義務者の協力が十分されておらないし、それから営林署長を特別な徴収義務者にしておりまゝのが全部じゃない。これは数字は私どもはつきり覚えておりません。かなりの数というものは特別徴収義務者になつておらない。そのため、非常にとりやすい市町村とりにくい市町村とある。営林署長を特別徴収義務者にしていなければ、ほとんど国有林について扱ひが困りますからね。私がもう一ついつも考へるのは、町村の税というのは、なるべく徴税費のかからぬようにしてやらなければ無理だと思ふ。国の税務署ならできるとであつても、地方の町村で、徴税費がかかるようなことはできない。特別徴収義務者の協力というものは、今までの状態では不十分だ。それから素材の価格の点でございますとか、そうした点をすっかり吟味してきますと、自治庁と農林省との間に、今度これは

はつきりと約束をしてものをきめて、初めて落ちついた状況になるのじゃないだろうか。これで果して完全に落ちついた状況になるかどうかは、これから実施の状況を見なければいかぬと思っております。それから私の方がよほど督励をいたしませんと、林野庁必ずしも動かさずかという懸念は持っておりません。しかし、まあまあレールの上に乗せたように思いますから、これによってややく落ちつくのじゃないだろうか。そうすれば相当素材価格というのは大きいものでありますから、今度のようには二割——なるほど前から半分にしたというと非常に減り方でありましたけれども、二割ということで落ちつく税じゃないだろうか。私はむしろ木料がこの数カ年間で町村税としてあまり安定しない状態にあつて今日に至つた、こんな工合に考えております。

○成瀬權治君　そのことではなくて、私がお尋ねしたいのは、いわゆる山林地主と農地地主とのパランスの問題、片一方じゃ農地解放、片一方じゃ山林解放が行われておらない。しかも固定資産税の対象には農地を持っておれなければならない。ところが山林の方になっております。ところが山林の木には全然かかっておらないのです。そういう点についてパランスの点を見て、そしてこの税率を定められておると思うのですが、これで山林地主と農地地主とパランスがとれておるのだ、こんなふうにお考えになつておるのですか。

○国務大臣(郷祐一君)　これは山林地主ということになりますと、例の立木の課税という問題が起つてくるのです。自然林などはなかなかこれじやも

う評価の押えようがないから、こういう引取課税にいたしている。引取課税にいたしているという意味合いで、あるいはおしやるように幾らか山持ちの方が楽だということとは言えるかも知れません。しかし、私はいろいろな意味から適令伐木前に木を切ったりするよりなことのないように、それからいろいろな今の自然林などはなかなか押えにくいというような考慮から、やはり引取課税の方がいいと思います。引取課税にしていた場合の比較というような問題は、これはあるいは政府委員の方がよく知っているかも知れませんが、私は、それは山持ちの方に、ことに今の木材の価格から見ますと、幾らか楽だというよりなことは言えるかとは思います。

○成瀬權治君 山林地主は、私は極端なことを言えば非常にいいと思うのです。優遇されていると思うのです。これはなるほど、保安林で切つてはいけませんというようなことはありますが、少くとも引取税でもその税の負担は、支払う人はなるほど買った人が支払うことになつてゐるけれども、それは荒価の中に織り込みのものです。山林地主が、山林所有者が税を出すときはたまたま一回、このときだけなんです。しかも大体三十年から七十年、九十年に払う税なんです。そういうものと、いわゆる農地を持つてゐる人との比較というものを検討してみましたときに、私は先ほど申しましたように、少し山林所有者が優遇され過ぎているのじやないか。バランスがとれていないじやないか、こう言いたいのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 今、大臣からもお話がございましたように、木材

引取税そのものは一応消費者転嫁を予想しているものでございますので、必ずしも山林所有者と農地所有者との負担の均衡問題に直接つながっていくと、いうことにはならないと思います。ただ、経済の実勢いかによりましては、この負担が逆転していく、好転していく、こういう問題もございしますので、関係がないとは言ひ切れないと思います。ただ、財産税の問題あるいは農地解放の問題、そういうようなことをめぐって考えられます問題は、従来からの山林所有者は山林所有者のまま今日までずっときているものだから非常に慮まれた状態にある、こういうことは言えると思います。ただ所得税の課税の問題につきましても、農地の

場合には、供出来につきまして、供出の予約申し込みの時期にもよるわけでございますが、収入金額に算入しないというような方式がとられている。山林につきましては五分五乗の方式がとられているというようなことがございますので、現在の課税方式がどちらに有利になっているかということになりますと、かなり問題があると思います。ただ、従来、財産税課税の問題、農地解放の問題、こういう問題を通じて、山林所有者が非常に恵まれた地位に今日あるのじゃないか、これは私はその通りだと考えているわけでございます。

○成瀬暢治君　奥野さん、農地解放のことでのアンバランスだけではないのです。これは税を支払う者は、なるほど引取税というものは消費者転嫁でしょう。それは定価の中に入っている。立木を持っている人、その人が税を支払うのは、ほんとうに三代というけれど

も、山というのは三代に一べんの税です。それを片一方は固定資産税をとつてゐる。いろいろなことに、たとえば売るときには一つの売買税と同じようにとられるわけです。そういうものがいわゆる公平な——二%がいいとか四%がいいとかいうふうなことを言うのじゃない。そうじゃなくて、公平な税というもので一つやつていただかないと、やはりそこには内容的にはいろいろな問題が出てくるんじゃないか、こういう点で言つておる。そういう点をあなたの方は検討せずに、それは陳情があつたからこれを四%を二%に下げたとか、税がそれだけあればいいとか、これで見合ふとか、そういう小手先のことで事を処理しているんじゃないか、少くともそういうことについて、何か理論的にこうだという数字をあげてこいう説明ができると、こうおつしやるものがあれば、私は承わりたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) おつしやつていますこと、まことにわれわれ深く傾聴しなければならぬ問題だと思つております。ただ、先ほども大臣からお話がございましたように、木材引取税の運営をめぐりまして、非常に混乱を繰り返して参つたわけでございまして、従いまして、この木材引取税の運営を円滑なものにするにはどうした方がいいか、こういうようなところいろいろの研究をいたしまして、そうして将来安定した姿にこれを持っていきなされたい。しかし、財政収入も上げなければなりませんので、さしあたり、現在上げられている程度の税収入を目途にし、適正課税をやると思へば、幾らまで税率が下げられるだろうか、そういう

ことから二%という税率が生まれて
参つたわけでありませう。しかし、もと
より御指摘のように木材引取税の税率
はいかにあるべきかというのを、農
地の所有者あるいは山林の所有者の負
担をも考へて研究しなければならな
いと思ひます。その場合に、少くとも固
定資産税の税率以下であるということ
は、これはあり得ないと思ひるのであ
りまして、そういうようなことも考へ合
わせまして、さういふあたり、二%にす
ることによつて適正課税をすれば、現在
程度の収入が確保できる。同時にこの
税を将来にわたつて安定したものとし
ていけるという、こういうようなこと
に結論を見出したわけでございます。

御指摘のように、さらに山林所有者あ
るいは農地所有者の負担をどう持つて
いくかという問題は、所得税その他の
問題も関連してくると思ひるのでござ
いまして、総合的に考へなければなら
ないことだと思ひます。木材引取税の税
率問題につきましては、今申し上げま
したような見地からこの結論を得たよ
うなわけなのであります。

○成瀬清治君 これはまあ押し問答を
していてもしょうがないことですが、
電気ガス税について、長官、これは
払つておるのは、ほんとうに家庭の電
気を使つてゐる人が払つておるだけな
んです。あるいはガスを……。ああい
うものは何というのですか、いろいろ
の措置法的なものによつて、實際私た
ちはない方がいゝのじゃないか。むし
ろ全廃される方が適當じゃないか、こ
う考へておるのです。それができない
とするなら、せめて防犯的な立場から
いつても、街灯ぐらいは一つ公共的な
ものはやめられたらどうかという考へ

方なんです、基本的に電気、ガス税
についてはどういふ考へを持つてお
られるか。

○国務大臣(郵船一君) 電気、ガス税、
これもまあ市町村税になりましてか
ら間のない税であります。あの税
の性質というものは、おそらく消費税
に純化していくことだと思ひます。そ
れから、消費税に純化したしますす
れば、なるべく簡素に、さつき申しま
したように徴税に手間がかからぬや
り方、そつたしますと、私はその街灯
にかけないというものは、必ずしもそ
れに反対だといふつもりでもありませ
んけれども、ああいうのは、街灯とい
うてもイルミネーションみたいなもの
があるものでありますから、簡素にす
るというところになると、勢いさうし
たものを街灯だけ引き抜くことがむず
しくなるのじゃないかと思ひます。傾
向としては、お尋ねのような意味合
いでは消費税に純化していく。さうし
たときに、ほんとうに地方税としての電
気ガス税というものは落ち着くのだと
思ひます。

○成瀬清治君 奥野さんにお尋ねしま
すが、一体、電気が使われておる量に
対して何%ぐらいがいわゆる税対象に
なつてゐるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 電気の場合は
四一、二%じゃないかと思ひます。電
気の料金からいいますと、課税になつ
てゐるのが六七%ぐらいではなかつ
たかと思つておられます。

○成瀬清治君 實際、私たちが工業の
ためにいろいろなものに電気を使ひ、

そういうところは電気、ガス税を少く
すればコストが安くなることはわかる
わけですが、何か今申しましたように、
今日、電気がなければ、これはまあ税
法でいへば、片一方はマッチや何か
も税がついておるのですから、それと
一緒だと思ひますが、電気とかガス
というものは今日では家庭の必需品な
んですから、こういうものからは本
来はとらぬような格好のことができ
ぬものかという点が一つです。

それから、もう一つ。もしそれがで
きないとなれば、税財源のためにど
うしてもできないとするならば、どうし
ても、たとえば橋の欄干なんかにはど
んなことをしてもつけておかなければ
ぬものなんです。公共的なものなん
です。そういうものからは税をとらぬよ
うにしても差支つかえないのじゃない
か、こう思つておるわけですが、その
点について。

○政府委員(奥野誠亮君) 電気ガス税
は、間接税でありますだけに、広く国
民に負担を求めざるを得ない。その結
果は、必ずしも税負担のない人にも電
気ガス税の負担を求めることになるの
じゃないかというお話、これはその通
りだと思ひます。それが間接税の短所
でもありまた長所でもあるのだとい
うこと、かように考へておるわけであ
ります。しかしながら、比較的税負担の
多い人たちの電気の消費量が多いわけ
でありますので、そういう意味では担
税力に応じて電気、ガス税の負担を多
くしてゐるということになつてゐると
考へてゐるのであります。

○成瀬清治君 奥野さんにお尋ねしま
すが、欄干の街路灯についてお話が
ございましたが、私たちが街路灯を市町
村費で設置しておりますのを相当数

知つておるわけでありませう。また、部
落協議会みたいなところで負担してい
るところもございませう。あるいは商店
で金を出し合つて作つてゐるところも
あるわけでございます。市町村でやつ
てゐるということになりますと、自分
で税をとつて、それを電力会社へ街路
灯の費用として払つておるわけでは
ないもので、これは免税してもしなく
ても結果的には同じじゃないか、こ
ういふように思つておるわけであり
ませう。また、商店などがイルミネー
ションなどにかかりに経費を出してお
るものになつて参りますと、それはむし
ろそういう格好で税を負担してゐるの
もいゝというところになりますので、こ
れはかならず、ものによつて、あるいは
市町村のさういふものについての考へ
方によつてかなり違つた実態になつて
いるだろうと考へてゐるわけござい
ます。

○委員(小林武治君) ちょっと速記
をとめて。
午後二時四十七分速記中止

○委員(小林武治君) ちよつと速記
をとめて。
午後三時一分速記開始

○委員(小林武治君) 速記を始めて
下さい。
本件に関する質疑は次回に続行する
こととし、この程度にとどめます。

○委員長(小林武治君) 先ほど新市町
村建設促進法の一部を改正する法律案
が本付託になりましたので、これより
この法律案を議題とすることに御異議
ありませんか。

○委員(小林武治君) 議題といたし
ます。

質疑のおありの方は御発言願ひませう。
速記をとめて下さい。

○委員長(小林武治君) 速記を始め
て。

○成瀬清治君 審議会からの答申案が
出て参りまして、今度期間が延長され
た。その期間の間、しばしば今までは
答申を尊重されるというところをお
しやつておる。しかし、法の建前の中
では、やはり総理大臣の裁定というこ
とになるから、そこにはおのずから
違つた結論もあり得るということが予
想されますが、ただ単に、住民が非常
に願ひでおるというために、期間と申
しますか、冷却期間をこの際設置する
必要上、まあ六カ月後に裁定をお下し
になるものか、それとも答申が出て参
りましてから、近々のうちに総理大臣
としての裁定をお下しになるのか、こ
の延長法案とは関係なしに、答申に
なつたものは裁定を下されるものかと
うか、その辺のことを一つ……。

○国務大臣(郵船一君) 私、提案理由
でも申し述べましたように、公正にし
て円滑な処理をいたしますために、期
間を与えていただきますならば、その
間によく調整をいたしまして、そして
住民の意向に沿ひようにして参りたい
と考へておられます。

○成瀬清治君 提案理由の中に、若干
の時間的余裕を必要とするものと考へ
られますという、この若干という意味
は、非常に法の建前からいへば、この三
月三十一日で終りますから、そこで審
議会等も私はタイミング的に開きにな
つたと思ひますが、慎重に御審議とい
うことになれば、若干という意味は
非常にいろいろな意味に解釈できると

思いますが、じゃ裁定は一体この国会開会中にお出しになるものか、閉会後になるというような、大筋としてはどの辺をめぐりに置いておいてになりますか。

○国務大臣(郵船一君) 先ほどもちょっと懇談のときに申し上げましたように、今までこういう保証をいたせばもう安心ではないかというようなことを申しましたが、なかなか白熱しておりました。それは、それが平らに受け入れられておりませんでした。それで、いふん乱暴なやり取りにも相なりませんでした。それで、これからは与えられなかった時期になるべく早く、さつそくそういう措置を講じて、これなら住民が安心であり、これなら福祉のためにばかり得るのだということを納得してもらえたら、納得してもらえたら、これがなるべく早くいたしたいと思ひます。さういふ状態になりまして、たとえこれだけの期間の御延長を願ひましても、急速に処理をいたすつもりであります。

○成瀬輔治君 私は、確かに一つはあゝいふ答申案が出るということに對しましては、いきり立つておられるというところはわかります。しかし、片一方では、裁定までに若干の余裕を置いて、さうして裁定では答申案と若干違った結論が出るかもしれないというところをおおせば、両方から東京へ陳情といひますか、さういふようなことも勘案して、私は適切な御処理を願ひたい。これを六カ月間延長することによつて裁定がまた延びるというようにすることについては、いい工合に押えてもいただかなければなりませんけれども、片一方ではさういふ東京への陳情

といひますか、さういふような働きかけも相当なものだと思ひますから、さういふ弊害もあるということをお一つお忘れなく、適切な御処理を願ひたいといふことが一つ、もう一つは、町村合併の案件が二件発生いたしてあります。この二件については、一つこの六カ月以内に裁定は出すということをお約束していただきたいと思います。

○国務大臣(郵船一君) 第一段の点、ほんとうにこれからまた今までのような騒ぎが起りましたら大へんでございしますから、その点については私どもも、今からも、これからは冷静に、ほんとうに行政的なものを扱うようにしなけりやいけぬのだということをだいに浸透するようにいたしてあります。

それから第二の点につきましても、明日になりますと、審議院に付議できる期間に入りますので、さういふいたしましたら書類の整理次第、至急手続をいたしまして、さうしてすみやかに進めて参りますようにはからうことになつて参ります。

○成瀬輔治君 私もここに資料として審議院の答申案が出ておられますが、このことに關連しての質疑は一つあとに保留をしておきます。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における委員長の前頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めてさう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた諸君は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

小柳 牧衛 西郷吉之助
佐野 廣 館 哲二
成田 一郎 大沢 雄一
加瀬 完 成瀬 輔治
中田 吉雄 鈴木 壽
本多 市郎

第一二九七号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業に対する事業税撤廃の請願
請願者 群馬県伊勢崎市栄町九
七日本中小企業政治連
盟伊勢崎支部内 中島
芳蔵外三百二十七名

紹介議員 伊能 芳雄君

中小企業に対する国税及び地方税は、大企業、農業等に比べ著しく過重で、業界の不振はこれに基因するところが少なく、中でも中小企業に対する事業税は、主として商工業者のみに同一所得に對し二重に課せられる不合理かつ不公平な税金であつて、中小企業者を納得させる何ものもなく、まことに不当な税金であるから、すみやかにこれを撤廃し、これによつて生ずる資金をもつて業界の緊急な社会問題となつてゐる中小企業従業員の厚生施設及び退職手当制度等を実施するための所要財源に転換充當できるようせられたいとの請願。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十五日)

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業に対する事業税撤廃の請願(第一二九七号)